姫路市子育て世帯家賃低廉化事業

①目的

本事業は、姫路市に存在する住宅確保要配慮者のための専用賃貸住宅の賃貸人に対して、低所得の子育て世帯への家賃の低廉化に要した費用の補助を行うことで、セーフティーネット住宅の登録促進を図るとともに、子育て世帯の住生活の安定及び向上を図ることを目的としています。

②補助要件

门補助対象住宅

- ア 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受け、住宅確保要配慮者のための専用賃住住宅としての管理を管理してから 10 年以内のものであること。
- イ 家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準のものであること。
- ウ 入居者選定方法等が適正に定められていること。
- エ 姫路市立地適正化計画において、居住誘導区域として定める区域内に存在する住宅であること。

②家賃低廉化の対象となる世帯

- ア 専用賃貸住宅に居住する前の住宅が公営住宅でないこと。
- イ 生活保護法に規定する住宅扶助や生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
- ウ 過去に当事業による補助金の交付を受けておらず、かつ、現に他の制度による家賃補助等を受けていないこと。
- エ 暴力団員でないこと。
- オ 入居世帯の一月あたりの所得が 15 万 8 千円(令和9年3月31日までは、多子世帯は25万9 千円、子育て世帯は21万4千円)以下であること。
- カ 入居世帯の一月あたりの所得が15万8千円を超える多子世帯及び子育て世帯については、入 居する住戸の床面積が、40 平方メートル以上であること(当該世帯がひとり親世帯である場合を除く)。
- キ 自己の居住の用に供することができる住宅を所有していないこと。
- ク 市税を滞納していないこと。
- ケ 世帯員に日本の国籍を有しない者を含む場合は、永住許可を受けた者等であること。

③補助金の額等

①補助金の額: 家賃低廉化に要した額 × 対象となる月数(※100円未満切り捨て)

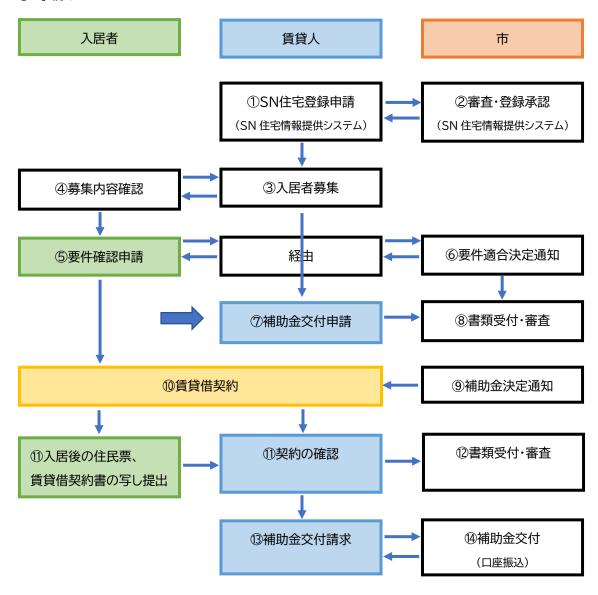
②補助限度額: 20,000円

お 補助期間:家賃の徴収の始期となる日が月の初日であるときはその月から、月の初日以外

の日であるときは翌月から年度末までの期間のうち家賃低廉化を行った月数。

④補助限度期間: 連続する 72 月

④ 手続きフロー



⑤主な手続き

⑤要件確認申請書類〔入居者➡市〕					
□ 子育て世帯家賃低廉化対象要件確認申請書					
□ 入居予定者全員の住民票(続柄記載あり)					
□ 入居予定者全員の直近の所得証明書					
□ 入居予定者全員の滞納無証明書					
□ 子育て世帯家賃低廉化補助申請に係る確認書及び誓約書					
※その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご留意ください。					
⑩賃貸借契約〔入居者⇔賃貸人〕					
□ 賃貸借契約は必ず「 <mark>補助金決定通知書」が交付された後に入居者と締結</mark> してください。					
□ 賃貸人は、次の事項を入居者に説明してください。					
① 入居者は、補助対象住宅を居住以外の目的に使用し、又は転賃してはならない。					
①入居後の住民票、賃貸借契約書の写し提出〔入居者➡賃貸人〕					
□ 入居した方全員の住民票(続柄記載あり)					
□ 賃貸借契約書の写し					
※その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご留意ください。 					
⑦補助金交付申請書類〔賃貸人➡市〕					
□ 子育て世帯家賃低廉化補助金交付申請書					
□ 入居予定者全員の住民票(続柄記載有)					
□ 入居予定者全員の直近の所得証明書					
□ 入居予定者全員の滞納無証明書					
□ 近傍同種家賃が確認できる書類					
※その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご留意ください。					
<u>〔翌年度も継続して家賃低廉化補助金の交付を受ける場合〕</u>					
↑ 毎年度 4 日末までに上記書類に賃貸借契約書の写しを添えて市に提出すること。					

П	⑪契約の確認〔賃貸人	★市〕対象住宅への入居日	<u>から 30 日以内</u>		
□ 入居した方全員の住民票(続柄記載あり)					
□ 大店のたり主負の住民宗(杭州)記載のり) □ 賃貸借契約書の写し					
□ 負負信笑が音の手し ※その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご留意ください。					
※でい他、ここに記載した音類以外にも必要に応じて求める場合がありよりのでこ由思ください。 					
П	⑬補助金交付請求〔負	〔貸人 → 市〕 ————————————————————————————————————			
 □ 子育て世帯家賃低廉化補助金請求書					
□ 入居者が家賃の支払いを行ったことを証明する書類					
	※その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご留意ください。				
	半期	請求対象期間	請求	期日	
Г	上半期	4-9 月分	→ 9月	 未日	
	下半期	10-3 月分	→ 3月:	末日	
⑥その他手続き					
要件の変更〔入居者➡賃貸人➡市〕					
安けの友美に八石石→貝貝八→川)					
□ 子育て世帯家賃低廉化対象要件変更承認申請書					
□ 変更内容を確認できる書類					
┙	中華東西の亦再()月	₽≯ → ±1			
申請事項の変更〔入居者➡市〕					
 □ 子育て世帯家賃低廉化補助金変更承認申請書					
	□ 変更内容を確認できる書類				
Ш					